

東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画案に関する住民説明会 議事概要

東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画案に関する部分のみ記載しております。

日時：令和4年11月15日（火） 19：00～21：00

場所：尾鷲市立中央公民館3階 講堂

出席者：東紀州環境施設組合

加藤管理者

事務局

福屋事務局長、大崎事務局次長、上村係長、松島主任、阪井主任、辻主事
国際航業株式会社

岡田

尾鷲市

下村副市長

環境課

吉澤課長、民部課長補佐、中川主幹

参加者：34名

○あいさつ

○説明

住 民：説明する前に基本計画素案に対して出された、8月の住民説明会での意見の詳細などを一番にするべきである。これまでの経緯、策定委員会の内容などを先に説明してから、基本計画について説明いただきたい。

管理者：今回、初めて説明会に参加した方もいらっしゃると思う。前回の説明会であった質問、意見に関する事項は別紙にて示させていただいている。まずは基本計画についてきちんと説明させていただきたい。

住 民：前回の説明会では多くの反対の意見、質問が出た。その疑問点についてまず答えてから、説明をしていただきたい。

管理者：初めて説明を聞く方もいらっしゃると思い、まずは説明からと考えていたが、そういう声が多いようなので、前回の素案についての説明会でいただいた質問、意見の内容について、事務局に説明させる。

事務局：資料説明『Q&A』

住 民：前回の住民説明会で非常に反対の意思を示していた方たちが、今日は参加されていないが、あの方たちは納得をされたのか。

管理者：納得しているかどうかについては私自身、判断できていない。広域ごみ処理施設の稼働にむけて、個々の対応についてはそれぞれ考える中で、話し合いを進めている。

住 民：進めるのは広域ごみ処理施設の計画ではなく、まず住民の理解を得ることではないのか。

管理者：それと並行して進めている。

住 民：私の家のあるところは市営野球所まで直線距離で 500 メートルしか離れていない。7 軒の家があるが、説明会の案内に来ていない。

管理者：全般的にホームページや広報誌で広報はしている。建設予定地の近隣の土地を所有するの事業者、住民の方々には、きちんと挨拶も含めご案内させていただいている。

住 民：建設予定地の近隣に土地を所有しているというだけで、実際はそこに住んでいない人のところへ案内が来ている。私たちはそこで生活している。ダイオキシン類が発生したら、私たちのところへまともに来る。昔、付近にごみ焼却場があったが、煙が滞留し、私の家のあるところに来るということがあった。

管理者：排ガス、ダイオキシン類のことへの対応については、公害防止基準を遵守した運用を行っていく方針である。

住 民：ダイオキシン類のことで一番心配なのは、周りに住んでいる人と矢ノ川からの水道水のための取水のことである。

管理者：事務局から説明させる。

事務局：資料説明『Q & A』

住 民：焼却炉の運転とごみ量についてだが、常に 2 炉の焼却炉を運転することになるのか。ごみ量があるときには 1 炉は故障に備えた予備として、ごみ量が少なくなったら 1 炉の運転とすることで、炉の容量に対して焼却する量が十分にある、効率の良い運転を行うことができると思う。2 炉のうち 1 炉は予備ではないのか。常に 2 炉で運転するのは効率が悪いのではないのか。

国際航業：常時 1 炉を休止とするような施設整備は、公金の使用方法としては非効率なもので、そのような施設整備は難しい。この地域のごみ量は長期にわたって減少していく。なるべく 1 炉運転をして、処理が追いつかなくなったときに 2 炉運転するという方法、2 炉で低負荷運転する方法もある。このあたりは、今後に選定される事業者の考え方にもよる。

住 民：災害による長期の停電に対応できるように、停電時も処理の継続ができる非常用発電設備が必要ではないのか。

住 民：調査中の生活環境影響調査の結果において、問題、課題が出た場合は基本計画を見直すということによろしいか。施設の敷地に水は浸透しないので、水は全て溜

まることになる、場外へ放流しないために敷地内に水が溜まるプールを多く造るといことか。

国際航業：施設周辺の生活環境への影響が予測されるのであれば、施設側で何らかの回避手段をとることになる。施設由来の排水については排水処理をして、炉内に吹き込み、燃焼させる。有機物などは分解されて水は水蒸気となって煙突から出ていく、排水として外へは出ない。雨水は敷地内の路面からは出ていくことになる。協議中であるが、開発行爲の基準に従い、それによっては調整池のようなものを計画する必要が出てくる。

住 民：処理した排水が水蒸気として出るということはダイオキシン類が混ざって出る。ダイオキシン類は水に溶けないから地下に浸透する。そういう問題もあるから、調査の結果によっては基本計画を見直さなければならないこともある。そうすると、パブリックコメントどころではない。敷地内では雨が浸透することはないので、大雨時にはごみ収集車が場内に入る際に、ごみ収集車から漏れた汚水が雨水により流れ出て、河川の汚濁になる。全体的に、建設予定地として適切な場所なのかどうかも含めて考えなければいけない。

国際航業：尾鷲市にも住民がごみを出すためのごみの収集場所がある。そこで、ごみ収集車のごみを収集している。身の周りがある、そういうところで、汚濁が発生しているのかという話である。

住 民：下流に水源地があることを考慮いただきたい。収集場所の話ではない。

国際航業：ごみ収集車が尾鷲市中を汚していることはない。

住 民：飲み水に関わることである。溢れて出た雨水とともに、上水道の取水口に流れ込む。

事務局：尾鷲市水道部と協議をしながら計画を進めたい。

住 民：人口の推計、ごみ量の推計がおかしい。生活環境影響調査も終わっていない。広域ごみ処理施設の煙突の高さは 59 メートルで、地盤高を足しても 84 メートルしかない。その高さではダイオキシン類が市内に滞留する可能性が大いにある。地震が起きたときに建物にヘアーラックが入らないという保証はない。この地域は直下型で地震が起こる。そのときに建物が倒壊しないから汚水が漏れないという保証はない。さらに地震発生時には電源が確保されず、ピットの中のごみは送電が復旧するまではそのまま、ヘアーラックにより汚水が上水道の取水口のところへ流れ出す。パブリックコメントを行うなら、これらの問題を明記するべきである。

住 民：浄水場の周りは冬の時期には逆転層が発生する。そういう状態にダイオキシン類などの発生が重なっていく。建設予定地としては非常にまずい。

事務局：生活環境影響調査の中で、逆転層による影響についても調査している。

住 民：被害が出たときに誰がどのような責任をとるのかを明確にしていきたい。

管理者：基本計画では地震への対応として、広域ごみ処理施設については震度 7 相当の耐震性を確保することとしている。

住 民：市営野球場に建設するので、野球場を移設する費用がかかる。費用がかからない

方法を考えたほうがよい。なぜ小原野や南インターなどに建設しないのか。野球場を移設してまで、そこに建設しなければならない理由があるのか。

管理者：尾鷲市では稼働年数が30年以上となる既存施設の維持、修繕に毎年1億円以上かかっている。

住 民：ならば、ごみを減らすことを考えればよい。

管理者：ごみを減らすことも同時に考えていかなければならない。

住 民：御浜町、紀宝町にあたっては尾鷲市まで運搬する費用に加え、施設運転の費用も増える。

管理者：1市町が単独で取り組むよりも5市町共同で取り組むほうが費用は安くなる。尾鷲市においては単独の場合よりも、20年間で14億円安くなる。5市町それぞれがそのような判断をしたうえで、5市町共同で取り組むことになったということをご理解いただきたい。市長就任時は建設予定地を直ちに決めなければならない状況であった。南インターなどの話は後から出てきたもので、当時は組上に上がっていなかった。そのときから5年以上経って、既存施設の稼働年数は32年となり、炉などの修繕にもかなりの費用がかかる。施設整備をすることによってこのような費用が下がる。運営、維持管理費についても5市町共同で取り組むことによって安くなる。5市町それぞれがいかにして費用を下げるかを検討し、結果として、市営野球場を建設予定地として、可燃ごみの処理に5市町共同で取り組むことになった。

住 民：なぜ小原野ではいけないのか。小原野であれば野球場を移設しなくてもよい。

管理者：小原野は後から出てきた話。今から建設予定地を小原野にすることで、一から計画を作らなければならなくなる。現状の費用が下がるように、市営野球場を建設予定地として計画を進めている。

住 民：国際航業さんは専門家である。先ほどのような説明であるから参加者が感情的になる。もう少し住民に配慮した的確な説明をいただきたい。

住 民：プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律によりプラスチックを焼却しない方向へ向かう動きが加速すると思う。計画するごみ量についても見直す必要があるのではないかと。想定するごみ量を下回ったときには、燃やすものが減ることになり、燃焼温度が下がることになる。そうなればダイオキシン類の発生が促されるのではないかと。燃焼温度が下がる分、炉内の温度を保つために重油を入れるのであれば、余分な重油の費用が必要になってくるのではないかと。世の中の動きが変わってくれば事業のあり方も見直していくべきではないかと。最初に決めたからということで、何でもそのとおりにやるというのでは大変なことにならないかと。

管理者：人口減少を加味して将来のごみ量を推計している。ごみを減らすことについては当然に取り組んでいかなければならない。しかし、現状を考えて、令和10年のごみ量から、1日に64トンほどのごみを処理する施設が必要であるということを示している。プラスチック資源のことについては、基本的には各市町で考えていかなければならないことだが、組合としても市町とともに考えていきたい。

- 住 民：将来的にごみが減る要素がある以上は、立ち止まって考えるべきではないのか。
- 管理者：ごみ量が減ることについてだが、プラスチック資源のことについては考えていかなければならない。ごみ量は減らしていかなければならない。ただ、現状の中で、近々の令和 10 年のごみ量を想定した場合、どうしてもそれだけの規模の施設が必要であるということを示している。
- 住 民：想定以上にごみ量が減ったときに、焼却炉はどうなるのか。
- 管理者：そのようなときの推測はできていない。焼却炉の運転については、先ほどの説明のように、1 炉を補完的なものとしてもう 1 炉を主とする運転、2 炉ともに低負荷にての運転の方法がある。ダイオキシン類については 850℃以上で燃焼すれば発生を抑制することができるという科学的な知見に基づいて計画を進めている。
- 住 民：ごみ量が減れば燃焼温度が下がる。
- 住 民：ダイオキシン類は再合成する。ダイオキシン類発生メカニズムについてはまだわからないことがある。
- 国際航業：ダイオキシン類の再合成温度は約 300℃から 450℃。銅などの触媒物質があれば再合成が起こる。ダイオキシン類が問題となった以降の施設では、200℃以下まで急冷する処理を行い、その温度域を外して放出するので、ダイオキシン類は分解されたまま大気中へ出ていく。基本的には再合成されることはない。
- 管理者：ダイオキシン類のことは心配なことである。それ故に法規制基準以下に抑える。様々なことの話聞いたが、そのあたりのところは生活環境影響調査において調査していかなければならない。本日は東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画案についての説明会であるので、基本計画案について説明させていただく。

事務局：資料説明『東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画（案）』

基本計画案についてのパブリックコメントを実施する。11 月 17 日から 12 月 16 日まで意見募集の期間を設けさせていただく。

○質疑応答

- 事務局：質問、ご意見をお願いしたい。
- 住 民：基本計画では非常用発電設備の目的、必要性について何も説かれていない。これらのことについての検討を行わなかったため、非常用発電設備は事業費に計上されなかったと思われる。非常用発電設備が必要な理由を考えた。まず、停電時においても全連続運転を保つため。炉の運転停止の回避は、それに伴う炉の急速冷却、停止、再起動時の不完全燃焼の発生による、設備の劣化の促進や公害の発生の防止となる。次に、災害による長期停電時においても災害廃棄物処理を行うため。尾鷲市までの送電経路は非常に長いため、災害により長期にわたり送電が停止する見込みが大いにある。停電時においても焼却処理ができるだけの非常用発電設備の必要性について、慎重に検討する必要がある。基本計画 66 ページの「7.8.4 非常用電源設備」の記載について、ただ「発電機」とあるだけではわかり

にくい。また、「稼働」とは炉を運転して焼却するととれる。そのため、文章が矛盾している。

事務局：「発電機」は焼却による熱を利用する蒸気タービン発電を行うなどの発電機を指している。広域ごみ処理施設にはそのようなものは設けない。停電時には、施設の一部である受入に係る部分のみを稼働するために非常用発電設備を整備するというので、記載については問題ないと考えている。

住 民：大地震がいつ起こるかわからない、最近の台風は被害が大きいという中で、いくら施設をしっかりとしたものしても、電気がなければ何もできない。

住 民：災害が起きたときに何日分のごみを受け入れることができるのか。

事務局：1週間分の量を受け入れることを想定している。平時においても、災害時においても同じ、1週間分の量である。

住 民：災害発生後は、災害廃棄物が順次、運び込まれてくるのではないか。

事務局：各市町の災害廃棄物処理計画により、各市町にて仮置きしていただく。

住 民：災害により広域ごみ処理施設で焼却できない状態が続くことを想定外と言うのである。

事務局：災害時においても各市町の一般廃棄物は広域ごみ処理施設で受け入れる。災害廃棄物については、各市町の災害廃棄物処理計画により、各市町で仮置きしていただくことになる。

住 民：基本計画には燃料や薬剤は1週間分の量を備蓄するとあるが、これは災害時に1週間、焼却炉を運転するというわけではないのか。

事務局：平常時において供給されない場合を想定してのことである。

住 民：最大級の台風の被害に遭い、1週間以上の停電が起こることは十分あり得る。そのような中で、停電が1週間程度のものとなぜ言えるか。電源がなければ焼却をすることができない。1週間でピットがいっぱいになり、尾鷲市の一般廃棄物すらも受け入れられなくなる。そのような広域ごみ処理施設では、整備する意味がない。

事務局：それだけのことになってくるのであれば、各市町で仮置きしていただくようなことで考える。

○終了